

外国人観光客等に対する自転車ルール・マナー啓発コンテンツ作成及び 広告配信業務 受託候補者選定基準

本受託候補者選定基準は、提出された提案内容等に基づき、提案者の事業実施能力を審査し、受託候補者を決定するための基準を示すものである。

1 選定者

計画調整課長1名、安全利用促進係長1名、その他職員1名、計3人の審査委員により審査を行う。また、審査にあたっては公平を期するため、事業者名を伏せて審査を行う。

2 選定方法

別表に掲げる評価項目について採点し、最も優れた提案を行った者を受託候補者として選定する。応募者が1者であった場合は、採点結果が一定点数（平均60点）以上であり、かつ、受託候補者として適切と判断された場合、受託候補者として選定する。

3 評価項目及び配点

別表に基づき採点を行う。

4 評価方法

(1) 評価点の考え方

審査員は、別表の各項目について、以下の5段階で評価する。

判定	評価	評価点
A	極めて良好	5点
B	良好	4点
C	普通	3点
D	やや不十分	2点
E	不十分	1点

(2) 項目加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、項目ごとに加重点を設定する。

(3) 項目評価点の計算

項目評価点は次の式により計算する。

項目評価点＝評価点×項目加重点

5 失格の条件

以下に掲げる場合は、無条件で失格とする。

- (1) 企画書等に虚偽の記載があった場合
- (2) 見積金額が予定価格の上限を超えている場合
- (3) 企画書等に必要な項目が記載されていない場合

<評価項目及び配点>

審査項目		評価内容	評価点	加重点	配点
基本的な考え方		・本市の方針に沿った、明確かつ現実的な実施方針が示されているか。	5	2	10
業務運営	目的適合性	・啓発コンテンツを作成するうえで、外国人観光客等に、分かりやすく啓発内容を伝えるためのナレーションや字幕の付加に適切な工夫や提案があるか。	5	3	55
		・外国人観光客等に対し、既存の啓発コンテンツを活用するための、適切な機会や媒体による効果的な提案があるか。	5	3	
		・自転車ルール・マナー動画の活用に係るK P I（動画視聴回数等）が設定され、効果が具体的な提案となっているか。	5	3	
		・その他、動画以外の本市の既存コンテンツを活用した独自提案があるか等、より効果的な提案がされているか。	5	2	
業務管理	実施体制	・仕様書に基づいた提案内容を、確実に実施できる適切な実施体制が提案されているか。	5	2	10
実績報告書	業務実績	・過去に外国人観光客等に対する啓発業務を行った経験を活かした提案がされているか。	5	2	10
団体の概要	資格	・京都市内に本社又は支社、事業所を有しているか。	5	1	5
見積書	見積額	・（最低提示価格÷提案業者の提示価格）×10点	10		10
合計					100